

性的少数者の人権をテーマとした特設サイト周知に係る広報等の企画・制作・実施に関する入札  
(仕様書)

第 1. 件名

性的少数者の人権をテーマとした特設サイト周知に係る広報等の企画・制作・実施

第 2. 目的

我が国では、多様なセクシュアリティに関する理解が十分に進んでいないことから、性的少数者に対するいじめや差別が発生し、多くの性的少数者は、性的指向や性自認に関する心理的葛藤や悩みを抱え、自己肯定感が低下しているといわれている。

このような状況に鑑み、セクシュアリティの属性にかかわらず、全国民に対して、セクシュアリティは多様であることに気づき・学んでもらう特設サイトやパンフレット、動画を制作することとなっている。

そこで、一人でも多くの国民が、性的少数者の人権について考え、気づきを促すことを目的として、同特設サイトへの誘導を目的としたインターネット広告を実施する。

第 3. 訴求対象

国民全般

第 4. 発注概要

- (1) 性的少数者の人権について啓発するためのインターネット広報の企画および実施
- (2) 実施結果報告書の作成

第 5. 業務内容

1 業務概要

PC、スマートフォン及びタブレットを利用して閲覧するウェブサイト等の下記 2 の出稿先商品におけるインターネット広告の企画、制作、出稿、運用に係る一切、バナーの制作及び実施結果の報告

2 出稿先商品

- (1) Yahoo! JAPAN「Yahoo!ディスプレイアドネットワーク (YDN)」
- (2) Google AdWords「ディスプレイネットワーク (GDN)」

3 広告費

- (1) 上記 2 (1)「YDN」(Yahoo! JAPAN)  
1,000,000円(税抜)
- (2) 上記 2 (2)「GDN」(Google AdWords)  
1,000,000円(税抜)

※ 上記広告費の配分はそれぞれおおよそのものとし、打合せ、運用状況等により、必要に応じ、協議の上、適切な配分に変更する。

※ 広告費とは、上記 2 (1) 及び (2) の広告掲載の際に、Yahoo! JAPAN 及び Google AdWords へ広告を掲出するに当たって、必ず発生する費用であり、受託者自身が運用管理等に要する経費や利益は一切含まない。

また、広告費は、上記金額を固定とし、受託者が適切に運用すること。掲載終了時期との関係で、広告費が上記広告費を超える場合は、当該超過分は受託者の負担とする。

さらに、最終的な確定金額において、上記金額を下回らないよう努めるとともに、仮に金額を下回った場合でも、残額を他の広告に流用してはならない。

#### 4 掲載期間

上記2（1）及び（2）

2018（平成30）年3月15日（木）から同年3月22日（木）まで

ただし、上記期間においてそれぞれ広告費が上記3の金額に達しない見込みがある場合には、広告費の配分を変更することにより上限に達するよう努めるものとし、それでも上限に達しない場合は、広告掲載期間を延長し、速やかに上限に達するよう運用するものとする。

#### 5 実施内容

（1）上記2の出稿先商品上において、広告の制作、出稿及び適切な運用を行う。

（2）上記2（1）「YDN」及び（2）「GDN」について

ア 受託者は、上記第1の目的を踏まえ、適切かつ効果的な対象を想定し、「YDN」及び「GDN」のメニューのうち適切かつ効果的なものの組合せを検討する。その後、当該検討内容を公益財団法人人権教育啓発推進センター（以下「当センター」という。）に提案し、当センターとの協議の上、決定する。

イ 上記2（1）「YDN」及び（2）「GDN」において、テキスト広告及びバナー広告を制作し、出稿する。

a) テキスト広告

（i）印象的かつ効果的なものを3案以上提案する。

（ii）当センターが採用した広告文を基に、当センターと協議し当センターの修正意見を反映させた上で調整を行い、決定する。

（iii）運用状況を監視し、広告文の追加、変更、削除等は、必要に応じ、随時行う。

b) バナー広告

（i）当センターと打合せの上、上記第1の目的を踏まえ、印象的かつ効果的なものを2案以上提案する。

（ii）当センターが採用したデザイン案を基に、当センターと協議し、当センターの修正意見を反映させた上で調整を行い、バナーを制作する。

（iii）広告種類

G I F 広告 1種類（1種類を必要に応じて調整しながら（iv）の各サイズ制作する。）

（iv）サイズ

「YDN」及び「GDN」用のサイズで最大2種類とする。

（3）広告のリンク先ページは、契約締結後、当センターから URL にて提供する。

（4）上記2（1）「YDN」及び（2）「GDN」において、掲載予定期間内に、広告費が費用対効果を踏まえ適切かつ効果的に消費されるよう計画した上で運用する。

（5）受託者は上記2（1）及び（2）の各広告案について、事前に各広告媒体の審査基準に適合することを確認した上で提案する。

（6）当初計画の策定後も、実施した広告効果について、恒常的に測定・分析し、運用状況により、必要に応じ、計画の変更、追加等の提案を行う。

（7）掲載期間中は、必要に応じ、該当期間の運用状況等のパフォーマンスに関する報告を行い、適切な助言等を行う。

- (8) 掲載期間終了後、通算の運用状況等のパフォーマンスに関する実施結果報告書、広告費用を証する書面を提出する。

## 第6. 成果物・納品

### (1) 成果物

- ① 実施結果報告書 4セット
- ② ①の報告書のデータ(DVD-R等媒体にて納品) 4セット  
※ PDFで納品する場合、文字の部分を選択できる(テキストデータとして抽出可能な形態にすること。)
- ③ 制作した各種広報のデータ(DVD-R等媒体にて納品) 4セット  
※ 本事業で実施した各要素に関連する写真、映像等、必要と思われるデータ全て  
※ ②~③は同一のDVD-R等媒体で納品しても差し支えない。

### (2) 納品場所

- ① 法務省人権擁護局人権啓発課  
(〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1)
- ② 公益財団法人人権教育啓発推進センター  
(〒105-0012 東京都港区芝大門2-10-12)  
※ 「(1) 成果物」に掲げられたそれぞれの品目について、①及び②に各2セットずつ納品すること。

### (3) 納品期限

2018(平成30)年3月27日(火)

## 第7. 応募概要

### (1) 提出書類(①のみ6セット、その他は1セット提出すること)

- ① 入札書(別紙の様式を使用し、提出の際は封かんすること)
- ② 実施する広報媒体関連資料  
ア) 実施概要  
イ) スケジュール
- ③ 補足資料等 ※ 任意又は必要に応じて提出
- ④ 実績(今回の企画に類するような実績が分かる資料) ※ 任意又は必要に応じて提出
- ⑤ 委任状(書式自由、代表者が入札する場合は不要)
- ⑥ 各府省一般競争(指名競争)参加資格審査結果通知書の写し  
※ 他の入札等で提出済みの場合は不要

### (2) 開札

2018(平成30)年3月6日(火) 14:30~

※ 公益財団法人人権教育啓発推進センター応接室にて実施予定

### (4) その他

本入札への参加を希望する場合は、3月2日(金)までに、当センターに電話又はEメールにて連絡すること。

## 第8. スケジュール(予定)

- (1) 2018/03/01(木) 入札情報開示

- (2) 2018/03/02 (金) 入札参加希望連絡期限
- (3) 2018/03/06 (火) 14:30 入札書提出締め切り / 開札、受注者決定
- (6) 2018/03/15 (木) ~03/26 (月) の任意の期間 インターネット広報実施
- (8) ~2018/03/27 (火) 実施結果報告書等、成果物納品

## 第9. その他

- (1) 応募に当たっての提出書類は返却しない。
- (2) 本入札の参加に要する経費は、各社負担とする。
- (3) 本件業務の企画、実施、各種調整等に要する経費は、全て受注者負担とする。
- (4) 本件業務の実施に当たっては、当センターの確認作業を経て、承諾を得た上で作業を進めること。なお、必要に応じて、法務省人権擁護局、当センター及び受注者の三者で協議を行う場合がある。
- (5) 本件業務を実施するに当たって、知り得た法務行政や当センターに関する情報については、本件企画以外の業務に使用しないこと。また、他の第三者に対して一切漏洩しないこと。
- (6) 本件企画の完遂のために十分な実施体制を整えること。
- (7) 本仕様書に基づき制作した各種素材及び広報に関する全ての著作権は、法務省人権擁護局に帰属するものとする。なお、受注者は法務省人権擁護局及び当センターに対し、一切の著作権者人格権を行使しないこととし、また、第三者をして行使させないものとする。また、受注者はそのことについて企画書中に明記すること。
- (8) 契約締結後に、各広報掲載媒体の運営管理者が広報掲載メニュー等を変更したことにより仕様書に定めるメニューに広報を掲載することができなくなった場合は、当センターと協議の上、仕様書に定めるものと同等のメニューを用意すること。
- (9) 入札書への必要事項の記載漏れや押印漏れ、入札金額を訂正した入札、提出書類の不備等は失格となるため、提出前に十分確認すること。
- (10) 本仕様書に記載のない事項については、当センターと協議すること。
- (11) 開札は当センター内において入札者の面前で行う。
- (12) 契約後、本仕様書に従わないと認められる場合には、契約を解除する。その場合、解除までに要した経費その他の費用は、受注者の負担とする。
- (13) 本件に関して関連機関に確認・連絡する必要がある場合は、直接連絡せず、当センターを通じて確認・連絡を行うこと。

## 第10. 監督及び検査

本件業務の適正な履行を確保するため、受注者への必要な監督及び作業完了の監督・検査は、以下の職員が行う。なお、異動等により職員が交代した場合は、後任の職員がこれを行う。

- (1) 検査職員： 総務・経理グループ総括マネージャー 上杉憲章
- (2) 監督職員： 事業グループ総括マネージャー 野中寿彦

## 第11. 問合せ・提出先

公益財団法人人権教育啓発推進センター 野中寿彦・渡邊千尋  
〒105-0012 東京都港区芝大門2-10-12 KDX芝大門ビル4F  
TEL 03-5777-1802 / FAX 03-5777-1803  
Eメール① nonaka@jinken.or.jp

Eメール② [watanabe@jinken.or.jp](mailto:watanabe@jinken.or.jp)

---

ツイッター [https://twitter.com/jinken\\_center](https://twitter.com/jinken_center)

YouTube 人権チャンネル <https://www.youtube.com/jinkenchannel>

ウェブサイト <http://www.jinken.or.jp>